

<p>平成八年法律第百九号 民事訴訟法</p>	<p>目次</p> <p>第一章　通則（第一条～第三条）</p> <p>第二章　裁判所</p> <p>　　第一節　日本の裁判所の管轄権（第三条の二～第三条の十二）</p> <p>　　第二節　管轄（第四条～第二十二条）</p> <p>　　第三節　裁判所職員の除斥及び忌避（第二十三条～第二十七条）</p> <p>　　第三章　当事者</p> <p>　　第一節　当事者の能力及び訴訟能力（第二十八条～第三十七条）</p> <p>　　第二節　共同訴訟（第三十八条～第四十一条）</p> <p>　　第三節　訴訟参加（第四十二条～第五十三条）</p> <p>　　第四節　訴訟代理人及び補佐人（第五十四条～第六十条）</p> <p>　　第五章　訴訟手続</p> <p>　　第一節　訴訟の審理等（第八十七条～第九十七条）</p> <p>　　第二節　専門委員等</p> <p>　　第一款　専門委員（第九十二条の二～第九十九条）</p> <p>　　第二款　裁判所調査官の事務等（第九十九条の八～第九十二条の九）</p> <p>　　第三節　期日及び期間（第九十三条～第九十七条）</p> <p>　　第四節　送達（第九十八条～第一百十三条）</p> <p>　　第五節　裁判（第一百十四条～第一百二十三条规定）</p> <p>　　第六節　訴訟手続の中止及び中止（第一百二十四条～第一百三十二条）</p> <p>　　第七節　訴訟手続の提出前における証拠収集の処分等（第一百三十二条の二～第一百三十三条）</p> <p>　　第八節　訴訟手続の中断及び中止（第一百二十二条～第一百三十二条）</p>
-----------------------------	---

<b>第七章</b> 電子情報処理組織による申立て等 (第三百三十二条の十)	<b>第八章</b> 当事者に対する住所、氏名等の秘匿 (第三百三十三条—第一百三十三条の四)	<b>第一編</b> 第一審の訴訟手続	<b>第二編</b> 第二審の訴訟手続
<b>第一章</b> 訴え (第一百三十四条—第一百四十七 条)	<b>第二章</b> 計画審理 (第一百四十七条の二・第一百 四十七条の三)	<b>第三章</b> 口頭弁論及びその準備	<b>第三章</b> 口頭弁論 (第一百四十八条—第一百六 十一条)
<b>第二節</b> 準備書面等 (第一百六十一条—第一百 六十三条)	<b>第二節</b> 準備の口頭弁論 (第一百六十四條 一百六十七条)	<b>第三節</b> 爭点及び証拠の整理手続	<b>第一款</b> 爭点及び証拠の整理手續 (第一百六 八十一条)
<b>第二款</b> 弁論準備手続 (第一百六十八條— 第一百七十四条)	<b>第三款</b> 書面による準備手続 (第一百七十 一条—第一百七十八条)	<b>第四章</b> 証拠	<b>第一節</b> 総則 (第一百七十九条—第一百八十九 条)
<b>第二節</b> 証人尋問 (第一百九十条—第二百六 条)	<b>第三節</b> 当事者尋問 (第二百七条—第二百百 十一条)	<b>第三節</b> 証拠 (第二百三十二条—第二百三 十三条)	<b>第四節</b> 鑑定 (第二百十二条—第二百十八 条)
<b>第五節</b> 書証 (第二百十九条—第二百三十 一条)	<b>第六節</b> 檢証 (第二百三十二条・第二百三 十三条)	<b>第七節</b> 証拠保全 (第二百三十四条—第二 百四十二条)	<b>第五章</b> 判決 (第二百四十三条—第二百六 十一条)
<b>第六章</b> 裁判によらない訴訟の完結 (第二百 六十一条—第二百六十七条)	<b>第七章</b> 大規模訴訟等に関する特則 (第二百 六十八条—第二百六十九条の二) (第二百七十一条—第二百八十条)		
<b>第三編</b> 上訴			

<b>第一章</b> 控訴（第二百八十二条—第三百三十条）  <b>第二章</b> 上告（第三百三十九条—第三百四十七条）  <b>第三章</b> 抗告（第三百二十八条—第三百三十三条）  <b>第四章</b> 再審（第三百三十八条—第三百四十九条）  <b>第五章</b> 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則 (第三百五十一条—第三百六十七条)  <b>第六章</b> 少額訴訟に関する特則（第三百六十八条—第三百八十二条）  <b>第七章</b> 督促手続  <b>第一章</b> 総則（第三百八十二条—第三百九十六条）  <b>第二章</b> 電子情報処理組織による督促手続の 特則（第三百九十七条—第四百二十二条）  <b>第八章</b> 執行停止（第四百三条—第四百五十五条）  <b>附則</b>  <b>第一編</b> <b>第一章</b> 通則  <b>(趣旨)</b>  <b>第一条</b> 民事訴訟に関する手続については、他の 法令に定めるもののほか、この法律の定めると ころによる。  <b>(裁判所及び当事者の責務)</b>  <b>第二条</b> 裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行 われるよう努め、当事者は、信義に従い誠実 に民事訴訟を進行しなければならない。  <b>(最高裁判所規則)</b>  <b>第三条</b> この法律に定めるもののほか、民事訴訟 に関する手続に関する必要な事項は、最高裁判所 規則で定める。  <b>第二章</b> 裁判所  <b>第一節</b> 日本の裁判所の管轄権  <b>(被告の住所等による管轄権)</b>  <b>第三条の二</b> 裁判所は、人に対する訴えについ て、その住所が日本国内にあるとき、住所がな い場合又は住所が知れない場合にはその住所が 日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所 が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に 住所を有していたとき（日本国内に最後に住所 を有していた後に外国に住所を有していたとき を除く。）は、管轄権を有する。  <b>2</b> 裁判所は、大使・公使その他外国に在つてそ の国の裁判権からの免除を享有する日本人に対
--

する訴えについて、前項の規定にかかわらず、管轄権を有する。

裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本

国内にあるときは、管轄権を有する。  
(契約上の債務に関する訴え等の管轄権)

当該名号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。  
一 契約上の債務　契約において定められた当該債務の履行地が日本  
の履行の請求を目

的とする訴え又は  
契約上の債務に關  
して行われた事務  
の法によれば當該債務の  
国内にあるとき、又は契  
約において選択された地

管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債履行地が日本国内にあるとき。

務の不履行による  
損害賠償の請求そ  
の他契約上の債務

二 手形又は小切 手形又は小切手の支払地  
的とする訴え

手による金銭の支  
払の請求を目的と  
する訴え

三 え 財産権上の訴 請求の目的が日本国内にあるとき、又は当該訴えが金銭の支払を請求する

ものである場合には差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあ

るとき（その財産の価額が著しく低いときを除く。）。

四 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその当該事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

事務所又は営業所における業務に関するもの







その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたときは、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。  
 (除斥又は忌避の裁判)

**第二十五条** 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、決定で、裁判をする。

2 地方裁判所における前項の裁判は、合議体で

3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に閑与することができない。

4 除斥又は忌避を理由があるとする決定に対し

5 除斥又は忌避を申し立てることができない。

(訴訟手続の停止)

**第二十六条** 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定が確定するまでは、即時抗告をすることができる。

(裁判所書記官への準用)

**第二十七条** この節の規定は、裁判所書記官について準用する。この場合においては、裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。

**第三章 当事者**

**第一節 当事者能力及び訴訟能力**

(原則)

**第二十八条** 当事者の能力、訴訟能力及び訴訟無能の法定代理人は、この法律に特別の定めがある場合を除き、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令に従う。訴訟行為をするのに必要な授権についても、同様とする。

(法人でない社団等の当事者能力)  
**第二十九条** 法人でない社団又は財團で代表者は管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる。

(選定当事者)  
**第三十条** 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができる。

2 訴訟の係属の後、前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱落する。

3 係属中の訴訟の原告又は被告と共同の利益を有する者で当事者でないものは、その原告又は被告を自己のためにも原告又は被告となるべき者として選定することができる。

4 第一項又は前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定した者(以下「選定者」という。)は、その選定を取り消し、又は選定された当事者(以下「選定当事者」という。)を変更することができる。

5 選定当事者のうち死亡その他の事由によりその資格を喪失した者があるときは、他の選定当事者において全員のために訴訟行為をすることができる。

(未成年者及び成年被後見人の訴訟能力)

**第三十一条** 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合には、この限りでない。

(被保佐人、被補助人及び法定代理人の訴訟行為の特則)

**第三十二条** 被保佐人、被補助人(訴訟行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。)又は後見人その他の法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授権を要しない。

2 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授権がなければならない。

1 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条(第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による脱退

2 控訴、上告又は第三百八条第一項の申立ての取下げ

3 第三百六十九条(第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

(外国人の訴訟能力の特則)

**第三十三条** 外国人は、その本国法によれば訴訟能力を有しない場合であつても、日本法によれば訴訟能力を有すべきときは、訴訟能力者とみなす。

(訴訟能力等を欠く場合の措置等)

**第三十四条** 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならぬ。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時訴訟行為をさせることができる。

2 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権を欠く者がした訴訟行為は、これらを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずる。

3 前二項の規定は、選定当事者が訴訟行為をする場合について準用する。

(特別代理人)

**第三十五条** 法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行なうことができない場合において、未成年者又は成年被後見人に對し訴訟行為をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、受訴裁判所の裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる。

2 前項に規定する場合には、全員に対してその効力を生ずる。

3 第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人について訴訟手続の中止又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

4 第三十二条第一項の規定は、第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人が提起した上訴について他の共同訴訟人である被保佐人若しくは被補助人又は他の共同訴訟人の後見人その他の法定代理人のすべき訴訟行為について準用する。

(同時審判の申出がある共同訴訟)

**第四十一条** 共同被告の一方向に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係にある場合において、原告の申出があつたときは、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

2 前項の申出は、控訴審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。

3 第一項の場合において、各共同被告に係る控訴事件が同一の控訴裁判所に各別に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(共同訴訟の要件)

**第三十七条** この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定は、法人の代表者及び法人でない社団又は財團でその名において訴え、又は訴えられることができるもの代表者又は管理人に

(補助参加の申出)

**第四十二条** 訴訟の結果について利害關係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。

(補助参加)

**第四十三条** 补助参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所にしなければならない。

(共同訴訟人の地位)

**第三十九条** 共同訴訟人の一人の訴訟行為、共同訴訟人の一人に對する相手方の訴訟行為及び共同訴訟人の一人について生じた事項は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。

2 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一一にのみ確定すべき場合には、その一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。

3 第一項に規定する場合には、共同訴訟人の一人について訴訟手続の中止又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

(必要的共同訴訟)

**第四十条** 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一一にのみ確定すべき場合には、その一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。

2 前項に規定する場合には、共同訴訟人の一人について訴訟手続の中止又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

3 第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人について訴訟手続の中止又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

4 第二項に規定する場合には、共同訴訟人の一人について訴訟手続の中止又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

2 補助参加の申出は、補助参加人としてすることとができる訴訟行為とともにすることができます。  
**第四十四条** 当事者が補助参加について異議を述べたときは、裁判所は、補助参加の許否について、決定で、裁判をする。この場合においては、補助参加人は、参加の理由を疎明しなければならない。  
2 前項の異議は、当事者がこれを述べないで弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後は、述べることができない。  
3 第一項の裁判に対しても、即時抗告をすることができる。  
**(補助参加人の訴訟行為)**

**第四十五条** 補助参加人は、訴訟について、攻撃又は防御の方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の訴えの提起その他一切の訴訟行為をすることができる。ただし、補助参加の時ににおける訴訟の程度に従いすることができないものは、この限りでない。

2 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない。

3 補助参加人は、補助参加について異議があつた場合においても、補助参加を許さない裁判が確定するまでの間は、訴訟行為をすることができる。

4 補助参加人の訴訟行為は、補助参加を許さない裁判が確定した場合においても、当事者が援用したときは、その効力を有する。

**(補助参加人に対する裁判の効力)**

補助参加人の訴訟行為は、補助参加に係る訴訟の裁判は、次に掲げる場合を除き、補助参加人に対してもその効力を有する。

二 前条第二項の規定により補助参加人の訴訟行為が効力を有しなかつたとき。

三 被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げたとき。

四 被参加人が補助参加人のすることができない訴訟行為を故意又は過失によつてしまかつたとき。

**(独立当事者参加)**

**第四十七条** 訴訟の結果によつて権利が害されることを主張する第三者又は訴訟の目的の全部若

しくは一部が自己的権利であることを主張する第三者は、その訴訟の当事者の双方又は一方を相手方として、当事者としてその訴訟に参加することができます。

**(共同訴訟参加)**

第四十条第一項から第三項までの規定は第一項の訴訟の当事者及び同項の規定によりその訴訟に参加した者について、第四十三条の規定は同項の規定による参加の申出について準用する。

**(訴訟脱退)**

**第四十八条** 前条第一項の規定により自己の権利を主張するため訴訟に参加した者がある場合に

は、参加前の原告又は被告は、相手方の承諾を得て訴訟から脱退することができる。この場合において、判決は、脱退した当事者に対しても

その効力を有する。

(権利承継人の訴訟参加の場合における時効の完成猶予等)

**第四十九条** 訴訟の係属中その訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けたことを主張する者が第四十七条第一項の規定により訴訟参加をしたときは、時効の完成猶予に関しては、当該訴訟の係属の初めに、裁判上の請求があつたものとみなす。

2 前項に規定する場合には、その参加は、訴訟の係属の初めに遡つて法律上の期間の遵守の効力を生ずる。

**(義務承継人の訴訟引受け)**

**第五十条** 訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継したときは、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、その第三者に訴訟を引き受けさせることができない。

2 前項の規定により訴訟を引き受けさせることのできない代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人にとなることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

3 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

**(訴訟代理権の範囲)**

**第五十四条** 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

**(訴訟代理人の資格)**

**第五十五条** 訴訟代理人は、委任を受けた事件について、反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する訴訟行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一 反訴の提起

二 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条(第五十条第三項及び第

二)の規定による脱退

三 控訴、上告若しくは第三百十八条第一項の申立て又はこれらの取下げ

の訴訟参加について、前条の規定は訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けた場合について準用する。

**(共同訴訟参加)**

第四十三条並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による参加の申出には、その第三者は、共同訴訟人としてその訴訟に参加することができる。

**(訴訟告知)**

**第五十三条** 当事者は、訴訟の係属中、参加することができる第三者にその訴訟の告知をすることができる。

2 訴訟告知を受けた者は、更に訴訟告知をすることができる。

3 訴訟告知は、その理由及び訴訟の程度を記載した書面を裁判所に提出してしなければならない。

**(訴訟代理権の不消滅)**

4 訴訟告知を受けた者が参加しなかつた場合においても、第四十六条の規定の適用についても、訴訟告知を受けたことを主張する者は、参加することができた時に参加したものとみなす。

2 前項に規定する場合には、その参加は、訴訟の係属の初めに遡つて法律上の期間の遵守の効力を生ずる。

**(訴訟代理権の範囲)**

**第五十八条** 訴訟代理権は、次に掲げる事由によつては、消滅しない。

2 当事者が前項の規定と異なる定めをして、当事者が前項の規定と異なる定めをして、その効力を生じない。

**(当事者による更正)**

3 当事者が直ちに取り消し、又は更正したときは、その効力を生じない。

**(訴訟代理権の不消滅)**

4 前項の規定は、訴訟代理権は、次に掲げる事由によつては、消滅しない。

2 一定の資格を有する者で自己の名で他人のため訴訟の当事者となるものの訴訟代理人の代理権は、当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によつては、消滅しない。

3 前項の規定は、選定当事者が死亡その他の事由により資格を喪失した場合について準用する。

**(法定代理の規定の準用)**

4 法定代理人の死亡、訴訟能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更

2 一定の資格を有する者で自己の名で他人のため訴訟の当事者となるものの訴訟代理人の代理権は、当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によつては、消滅しない。

3 前項の規定は、選定当事者が死亡その他の事由により資格を喪失した場合について準用する。

**(法定代理の規定の準用)**

4 法定代理人の死亡、訴訟能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更

2 一定の資格を有する者で自己の名で他人のため訴訟の当事者となるものの訴訟代理人の代理権は、当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によつては、消滅しない。

3 前項の規定は、選定当事者が死亡その他の事由により資格を喪失した場合について準用する。

**(法定代理の規定の準用)**

4 法定代理人の死亡、訴訟能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更

2 一定の資格を有する者で自己の名で他人のため訴訟の当事者となるものの訴訟代理人の代理権は、当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によつては、消滅しない。

**(法定代理の規定の準用)**

4 法定代理人の死亡、訴訟能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更

3 補佐人の陳述は、当事者又は訴訟代理人が直ちに取り消し、又は更正しないときは、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。

#### 第四章 訴訟費用

##### 第一節 訴訟費用の負担

###### (訴訟費用の負担の原則)

**第六十一条** 訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。

(不必要な行為があつた場合等の負担)

**第六十二条** 裁判所は、事情により、勝訴の当事者に、その権利の伸張若しくは防御に必要でない行為によつて生じた訴訟費用又は行為の時ににおける訴訟の程度において相手方の権利の伸張若しくは防御に必要であつた行為によつて生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。

(訴訟を遅滞させた場合の負担)

**第六十三条** 当事者が適切な時期に攻撃若しくは防御の方法を提出しないことにより、又は期日若しくは期間の不遵守その他当事者の責めに帰すべき事由により訴訟を遅滞させたときは、裁判所は、その当事者に、その勝訴の場合においても、遅滞によつて生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。

(一部敗訴の場合の負担)

**第六十四条** 一部敗訴の場合における各当事者の訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定める。ただし、事情により、当事者の一方に訴訟費用の全部を負担させることができる。

(共同訴訟の場合の負担)

**第六十五条** 共同訴讼人は、等しい割合で訴訟費用を負担する。ただし、裁判所は、事情により、共同訴讼人に連帶して訴訟費用を負担させ、又は他の方法により負担させることができる。

2 裁判所は、前項の規定にかかるらず、権利の伸張又は防御に必要でない行為をした当事者に、その行為によつて生じた訴訟費用を負担させることができる。

(補助参加の場合の負担)

**第六十六条** 第六十二条から前条までの規定は、補助参加についての異議によつて生じた訴訟費用の補助参加人との異議を述べた当事者との間における負担の関係及び補助参加によつて生じた訴訟費用の補助参加人と相手方との間にかかる負担の関係について準用する。

(訴訟費用の負担の裁判)

**第六十七条** 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全額を負担する。

部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

3 部について、その負担の裁判をした場合には、訴訟費用について、その負担の裁判をした場合において、訴訟費用の負担の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。

4 前項の規定は、金銭の支払の請求の一部について争いがない場合において、その額が担保として十分であるときは、適用しない。

5 前項の規定は、金銭の支払の請求の一部について争いがない場合において、その額が担保として争いがない場合は、適用しない。

6 裁判所は、第一項の規定による額を定める処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、訴訟費用の負担の申立てを理由があると認める場合において、訴訟費用の負担の申立てを理由があると認める場合は、申立てにより、第一審裁判所(第二百七十五条)の和解にあっては、和解が成立した裁判所の裁判所記録官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。

7 第四項の異議の申立てについての決定に対しでは、即時抗告ができる。

(和解の場合の負担)

**第六十八条** 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

(法定代理人等の費用償還)

**第六十九条** 法定代理人、訴訟代理人、裁判所書記官又は執行官が故意又は重大な過失によつて無益な訴訟費用を生じさせたときは、受訴裁判所は、申立てにより又は職権で、これらの者に対する対し、その費用額の償還を命ずることができるもの。

2 前項の規定は、法定代理人又は訴訟代理人として訴訟行為をした者が、その代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権があることを証明することができ、かつ、追認を得ることができなかつた場合において、その訴訟行為によつて生じた訴訟費用について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む)の規定による決定に対しでは、即時抗告をすることができる。

(無権代理人の費用負担)

**第七十条** 前条第二項に規定する場合において、裁判所が訴えを却下したときは、訴訟費用は、代理人として訴訟行為をした者の負担とする。

(訴訟費用額の確定手続)

**第七十一条** 訴訟費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定める。

2 前項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があつたものとみなす。

3 第一項の申立てに関する処分は、相当と認められる方法で告知することによって、その効力を生ずる。

4 前項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

(担保提供命令)

**第七十五条** 原告が日本国内に住所、事務所及び営業所を有しないときは、裁判所は、被告の申立てにより、担保の取消しの決定をしなければならない。

5 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

6 裁判所は、第一項の規定による額を定める処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、訴訟費用の負担の申立てを理由があると認める場合は、申立てにより、決定で、訴訟費用の担保を立てるべきことを原告に命じなければならない。その担保に不足を生じたときは、同様とする。

7 前項の規定は、金銭の支払の請求の一部について争いがない場合において、その額が担保として争いがない場合は、適用しない。

8 被告は、担保を立てるべき事由があることを知つた後に本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申立てをしたときは、第一項の申立てをすることができない。

9 第一項の申立てをした被告は、原告が担保を立てるまで応訴を拒むことができる。

10 裁判所は、第一項の決定において、担保の額を定め、その額を定めなかつたときは、その額は、申立てにより、第一審裁判所(第二百七十五条)の和解にあっては、和解が成立した裁判所の裁判所記録官が定める。この場合においては、即時抗告ができる。

(和解の費用額の確定手続)

**第七十二条** 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その額を定めなかつたときは、その額は、申立てにより、第一審裁判所(第二百七十五条)の和解にあっては、和解が成立した裁判所の裁判所記録官が定める。この場合においては、即時抗告ができる。

(和解の費用額の確定手続)

**第七十三条** 訴訟が裁判及び和解によらないで完結したときは、申立てにより、第一審裁判所は決定で訴訟費用の負担を命じ、その裁判所の裁判所記録官はその決まりが執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならない。補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げがあつた場合も、同様とする。

2 第二項及び第三項の規定は前項の申立てについて、同条第二項及び第三項の規定は前項の申立てに關する裁判所記録官の処分について、同条第四項から第七項までの規定はその処分に対する異議の申立てについて準用する。

3 第七項の規定は前項の申立てについての決定について、同条第二項及び第三項の規定は前項の申立てに關する裁判所記録官の処分について、同条第四項から第七項までの規定はその処分に対する異議の申立てについて準用する。

(費用額の確定処分の更正)

**第七十四条** 第七十二条第一項、第七十二条又は前条第一項の規定による額を定める処分に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所記録官は、申立てにより又は職権で、いつでもその処分を更正することができます。

2 第七十二条第一項から第五項まで及び第七項の規定は、前項の規定による更正の処分及びこの規定に対する異議の申立てについて準用する。

3 第一項に規定する額を定める処分に対し適法な異議の申立てがあつたときは、前項の異議の申立ては、することができない。

(第二節 訴訟費用の担保)

1 告訴の費用負担の原則)

2 告訴の費用負担の原則)

3 告訴の費用負担の原則)

4 告訴の費用負担の原則)

5 告訴の費用負担の原則)

6 告訴の費用負担の原則)

7 告訴の費用負担の原則)

8 告訴の費用負担の原則)

9 告訴の費用負担の原則)

10 告訴の費用負担の原則)

11 告訴の費用負担の原則)

12 告訴の費用負担の原則)

13 告訴の費用負担の原則)

14 告訴の費用負担の原則)

15 告訴の費用負担の原則)

16 告訴の費用負担の原則)

17 告訴の費用負担の原則)

18 告訴の費用負担の原則)

19 告訴の費用負担の原則)

20 告訴の費用負担の原則)

21 告訴の費用負担の原則)

22 告訴の費用負担の原則)

23 告訴の費用負担の原則)

24 告訴の費用負担の原則)

25 告訴の費用負担の原則)

26 告訴の費用負担の原則)

27 告訴の費用負担の原則)

28 告訴の費用負担の原則)

29 告訴の費用負担の原則)

30 告訴の費用負担の原則)

31 告訴の費用負担の原則)

32 告訴の費用負担の原則)

33 告訴の費用負担の原則)

34 告訴の費用負担の原則)

35 告訴の費用負担の原則)

36 告訴の費用負担の原則)

37 告訴の費用負担の原則)

38 告訴の費用負担の原則)

39 告訴の費用負担の原則)

40 告訴の費用負担の原則)

41 告訴の費用負担の原則)

42 告訴の費用負担の原則)

43 告訴の費用負担の原則)

44 告訴の費用負担の原則)

45 告訴の費用負担の原則)

46 告訴の費用負担の原則)

47 告訴の費用負担の原則)

48 告訴の費用負担の原則)

49 告訴の費用負担の原則)

50 告訴の費用負担の原則)

51 告訴の費用負担の原則)

52 告訴の費用負担の原則)

53 告訴の費用負担の原則)

54 告訴の費用負担の原則)

55 告訴の費用負担の原則)

56 告訴の費用負担の原則)

57 告訴の費用負担の原則)

58 告訴の費用負担の原則)

59 告訴の費用負担の原則)

60 告訴の費用負担の原則)

61 告訴の費用負担の原則)

62 告訴の費用負担の原則)

63 告訴の費用負担の原則)

64 告訴の費用負担の原則)

65 告訴の費用負担の原則)

66 告訴の費用負担の原則)

67 告訴の費用負担の原則)

68 告訴の費用負担の原則)

69 告訴の費用負担の原則)

70 告訴の費用負担の原則)

71 告訴の費用負担の原則)

72 告訴の費用負担の原則)

73 告訴の費用負担の原則)

74 告訴の費用負担の原則)

75 告訴の費用負担の原則)

76 告訴の費用負担の原則)

77 告訴の費用負担の原則)

78 告訴の費用負担の原則)

79 告訴の費用負担の原則)

80 告訴の費用負担の原則)

81 告訴の費用負担の原則)

82 告訴の費用負担の原則)

83 告訴の費用負担の原則)

84 告訴の費用負担の原則)

85 告訴の費用負担の原則)

86 告訴の費用負担の原則)

87 告訴の費用負担の原則)

88 告訴の費用負担の原則)

89 告訴の費用負担の原則)

90 告訴の費用負担の原則)

91 告訴の費用負担の原則)

92 告訴の費用負担の原則)

93 告訴の費用負担の原則)

94 告訴の費用負担の原則)

95 告訴の費用負担の原則)

96 告訴の費用負担の原則)

97 告訴の費用負担の原則)

98 告訴の費用負担の原則)

99 告訴の費用負担の原則)

100 告訴の費用負担の原則)

101 告訴の費用負担の原則)

102 告訴の費用負担の原則)

103 告訴の費用負担の原則)

104 告訴の費用負担の原則)

105 告訴の費用負担の原則)

106 告訴の費用負担の原則)

107 告訴の費用負担の原則)

108 告訴の費用負担の原則)

109 告訴の費用負担の原則)

110 告訴の費用負担の原則)

111 告訴の費用負担の原則)

112 告訴の費用負担の原則)

113 告訴の費用負担の原則)

114 告訴の費用負担の原則)

115 告訴の費用負担の原則)

116 告訴の費用負担の原則)

117 告訴の費用負担の原則)

118 告訴の費用負担の原則)

119 告訴の費用負担の原則)

120 告訴の費用負担の原則)

121 告訴の費用負担の原則)

122 告訴の費用負担の原則)

123 告訴の費用負担の原則)

124 告訴の費用負担の原則)

125 告訴の費用負担の原則)

126 告訴の費用負担の原則)

127 告訴の費用負担の原則)

128 告訴の費用負担の原則)

129 告訴の費用負担の原則)

130 告訴の費用負担の原則)

131 告訴の費用負担の原則)

132 告訴の費用負担の原則)

133 告訴の費用負担の原則)

134 告訴の費用負担の原則)

135 告訴の費用負担の原則)

136 告訴の費用負担の原則)

137 告訴の費用負担の原則)

138 告訴の費用負担の原則)

139 告訴の費用負担の原則)

140 告訴の費用負担の原則)

141 告訴の費用負担の原則)

142 告訴の費用負担の原則)

143 告訴の費用負担の原則)

144 告訴の費用負担の原則)

145 告訴の費用負担の原則)

146 告訴の費用負担の原則)

147 告訴の費用負担の原則)

<div data-bbox="122 714 136



## 第二節 専門委員等

### 第一款 専門委員

(専門委員の関与)

**第九十二条の二** 裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に關し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟關係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるとときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、専門委員の説明は、裁判長が書面により又は口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日において口頭でさせなければならない。

裁判所は、証拠調べをするに当たり、訴訟關係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人に必要な事項について専門委員が証人、当事者又は鑑定人に対し直接に問い合わせることができる。この場合において、証人若しくは当事者本人の説明をさせるとときは、裁判長は、当事者の同意を得て、訴訟關係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするために必要な事項について専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問い合わせを許すことができる。

裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の同意を得て、決定で、当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができ。専門委員を手続に関与させる場合において専門委員による通話による専門委員の関与

に關与させる決定を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。

**第九十二条の五** 専門委員の員数は、各事件について一人以上とする。

専門委員は、当事者の意見を聴いて、裁判所が各事件について指定する。

専門委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

専門委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(専門委員の除斥及び忌避)

口 爭点又は証拠の整理を行うための手続ハ 文書の提出義務又は検証の目的の提示義務の有無を判断するための手続

二 争点又は証拠の整理に係る事項その他の訴訟手続の進行に關し必要な事項についての協議を行うための手続

二 証拠調べの期日において、証人、当事者本と人又は鑑定人に対し直接に問い合わせるこ

トと。和解を試みる期日において、専門的な知見に基づく説明をすること。

三 和解を試みる期日において、専門的な知見に基づく説明をすること。

四 裁判官に対し、事件につき意見を述べること。

(知的財産に関する事件における裁判所調査官の除斥及び忌避)

二 裁判官が行う裁判所調査官についての決定が確定するまでその申立てがあつた事件の手続に關与することができない。

(受命裁判官等の権限)

二 不変期間については、裁判所は、遠隔の地にて準用する。

二 専門委員についての除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その専門委員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件の手続に關与することができない。

(受命裁判官等の権限)

二 不変期間については、裁判所は、遠隔の地にて準用する。

二 前条の手続を行つ裁判所調査官についての除斥及び忌避

(期間の計算) 第九十五条 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従う。

二 期間を定める裁判において始期を定めなかたときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始める。

二 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に規定する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三十日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(期間の伸縮及び付加期間)

二 期間内に限り、不変期間又は法定の期間を伸長し、又は短縮することができる。

二 不変期間内に限り、不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、不変期間については、この限りでない。

(訴訟行為の追完)

二 不変期間については、裁判所は、遠隔の地にて準用する。

二 前条の手続を行つ裁判所調査官についての除斥及び忌避

二 前条の手続を行つ裁判所調査官についての除斥及び忌避

二 前条の手続を行つ裁判所調査官についての除斥及び忌避

二 前条の手続を行つ裁判所調査官についての除斥及び忌避

二 前条の手續を行つ裁判所調査官についての除斥及び忌避

二 期間の限りでない。

二 受けた旨を記載した書面を提出したときは、

二 申立てにより又は職權で、専門委員を手続

二 申立てにより又は職權で、専門委員を手続

二 申立てにより又は職權で、専門委員を手続

二 申立てにより又は職權で、専門委員を手續

## (交付送達の原則)

**第一百一一条** 送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

(訴訟無能力者等に対する送達)

**第一百二条** 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人による。

**第二** 数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。

**第三** 刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。

(送達場所)  
**第一百三条** 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所(以下この節において「住所等」という)においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

**第二** 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等(以下「就業場所」という)においてすることができる。送達を受けるべき者(次条第一項に規定する者を除く)が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

(送達場所等の届出)

**第一百四条** 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、送達を受けるべき場所(日本国内に限る)を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

2 前項前段の規定による届出があつた場合は、送達は、前条の規定にかかわらず、その届出に係る場所においてする。

3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一 前条の規定による送達 その送達をした場所

二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所(郵便の業務を行つるものに限る。)においてするもの(一項後段において同じ。)においてするもの及び同項後段の規定による送達 その送達において送達をすべき場所とされていた場所

## 三 第百七条第一項第一号の規定による送達

その送達においてあって先とした場所

(出会送達)

**第一百五条** 前二条の規定にかかるわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明瞭でないもの(前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。)に対する送達は、その者

の者に出会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明瞭な者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

(補充送達及び差置送達)

**第一百六条** 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、

使用者その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に從事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所(第四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。)において送達を受けるべき者に出会わない場合において、第三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用者その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの方に書類を交付することができる。

3 前二項の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その発送の時に、送達があつたものとみなす。

(外国における送達)

**第一百八条** 外国においてすべき送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に嘱託してする。

(送達報告書)

**第一百九条** 送達をした者は、書面を作成し、送達に關する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

(公示送達の要件)

**第一百十条** 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、申立てにより、公示送達をすることができる。

一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 第百七条第一項の規定により送達をすることができない場合

三 外国においてすべき送達について、第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

(書留郵便等に付する送達)

**第一百七条** 前条の規定により送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所において、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの(次項及び第三項において「書留郵便等」という。)に付して

送達することができる。

3 同一の当事者に対する二回目以降の公示送達は、職権である。ただし、第一項第四号に掲げる場合

べき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき

## 二 第百四条第二項の規定による送達をすべき場合

同項の場所

(公示送達の効力発生の時期)

**第一百十二条** 公示送達は、前条の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。ただし、百十一条第三項の公示送達は、掲示を始めた日の翌日にその効力を生ずる。

3 前二項の期間は、短縮することができない。

(公示送達による意思表示の到達)

2 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

3 前二項の規定を準用する。

(公示送達による意思表示の到達)

**第一百十三条** 訴訟の当事者が相手方の所在を知ることができない場合において、相手方に對する公示送達がされた書類に、その相手方に對する意思表示をする旨の記載があるときは、その訴訟の目的である請求又は防御の方法に関する意思表示をする旨の記載があるときは、その意思表示は、百十一条の規定による掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。この場合においては、民法第九十八条第三項ただし書の規定を準用する。

2 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

3 前二項の期間は、短縮することができない。

(公示送達による意思表示の到達)

**第一百十四条** 確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。

2 相殺のために主張した請求の成立又は不成立の判断は、相殺をもつて対抗した額について既判力を有する。

3 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承認人

4 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者

2 前項の規定は、仮執行の宣言について準用する。

(判決の確定時期)

**第一百十六条** 判決は、控訴若しくは上告(第三百二十七条第一項(第三百八十九条第二項において「上告を除く。」)の規定による場合を含む。)の提起、第三百八十九条第一項の申立て又は第三百五十七条(第三百六十七条规定による場合を除く。)

准用する場合を含む。)の上告を除く。)の提起、第三百八十九条第一項の申立て又は第三百五十七条(第三百六十七条规定による場合を除く。)

准用する場合を含む。)の提起、第三百八十九条第一項の申立て又は第三百五十七条(第三百六十七条规定による場合を除く。)

る場合を含む。)若しくは第三百七十八条第一項の規定による異議の申立てについて定めた期間の満了前には、確定しないものとする。

2 判決の確定は、前項の期間内にした控訴の提起、同項の上告の提起又は同項の申立てにより、遮断される。

(定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え)

**第一百七十七条** 口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に、後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の算定の基礎となつた事情に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することができる。ただし、その訴えの提起の日以後に支払期限が到来する定期金に係る部分に限る。

2 前項の訴えは、第一審裁判所の管轄に専属する。

(外国裁判所の確定判決の効力)

**第一百八十八条** 外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具备する場合に限り、その効力を有する。

一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。

二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼び出し若しくは命令の送達(公示送達その他これに類する送達を除く)を受けたこと又はこれを受けなかつたが応訴したこと。

三 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。

四 相互の保証があること。

(決定及び命令の告知)

**第一百九十九条** 決定及び命令は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

(訴訟指揮に関する裁判の取消し)

**第一百二十一条** 訴訟の指揮に関する決定及び命令の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が、決定で、裁判をする。

**第一百二十二条** 決定及び命令には、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。

(判事補の権限)

**第一百二十三条** 判決以外の裁判は、判事補が単独でできることができる。

## 第六節 訴訟手続の中斷及び中止

二 被保佐人又は被補助人が前号に規定する同意を得ているとき。

(職権による続行命令)

三 職権による続行命令

四 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

五 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

六 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

七 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

八 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

九 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

十 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

十一 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

十二 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

十三 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

十四 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

十五 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

十六 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

十七 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

十八 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

十九 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

二十 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

二十一 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

二十二 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

二十三 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

二十四 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

二十五 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

二十六 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

二十七 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

二十八 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

二十九 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

三十 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

三十一 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

三十二 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

三十三 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

三十四 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

三十五 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

三十六 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

三十七 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

三十八 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

三十九 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

四十 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

四十一 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

四十二 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

四十三 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

四十四 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

四十五 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

四十六 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

四十七 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

四十八 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

四十九 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

五十 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

五十一 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

五十二 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

五十三 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

五十四 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

五十五 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

五十六 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

五十七 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

五十八 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

五十九 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

六十 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

六十一 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

六十二 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

六十三 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

六十四 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

六十五 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

六十六 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

六十七 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

六十八 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

六十九 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

七十 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

七十一 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

七十二 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

七十三 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

七十四 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

七十五 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

七十六 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

七十七 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

七十八 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

七十九 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

八十 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

八十一 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

八十二 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

八十三 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

八十四 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

八十五 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

八十六 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

八十七 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

八十八 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

八十九 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

九十 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

九十一 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

九十二 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

九十三 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

九十四 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

九十五 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

九十六 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

九十七 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

九十八 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

九十九 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

一百 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

一百一 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

一百二 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

一百三 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

一百四 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

一百五 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

一百六 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

一百七 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

一百八 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

一百九 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

一百二十 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)

一百二十一 は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による中止)



## (申立人の住所、氏名等の秘匿)

理人の住所、居所その他その通常所在する場所（以下この項及び次項において「住所等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによつて当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）中秘匿事項届出書面以外のものであつて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者

（次項において「秘匿事項記載部分」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

前項の場合は、申立てが確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。

前項の申立てがあつたときは、その申立てに

ついての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。

前項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

（送達をすべき場所等の調査嘱託があつた場合における閲覧等の制限の特則）

裁判所は、当事者又はその法定代理人に対し送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されるこ

とにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることを明らかにすると認めると認めるときは、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する第百九条の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限りることができる。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、同様と

きる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

前項の場合は、申立てが確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。

前項の申立てがあつたときは、その申立てに

ついての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。

前項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

（第百三十三条の三 裁判所は、当事者又はその法定代理人に対し送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合における閲覧等の制限の特則）

裁判所は、当事者又はその法定代理人に対し送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調

査結果の報告が記載された書面が閲覧されるこ

とにより、当事者又はその法定代理人が社会生

活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある

ことを明らかにすると認めると認めるときは、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する第百九条の書面その他これに類する書面の閲

覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交

付の請求をすることができる者を当該当事者又

は当該法定代理人に限りることができる。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の

氏名その他当該者を特定するに足りる事項につ

いての調査を嘱託した場合についても、同様と

## (秘匿決定の特則)

（秘匿決定があつた場合における閲覧等の制限

（秘匿事項届出書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることがで

（秘匿決定があつた場合には、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたこ

とを理由として、その決定の取消しの申立てを

することができる。

秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決

定等がある場合であつても、自己の攻撃又は防

御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき

は、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、

第百三十三条の二第一項若しくは第二項又は前

条の規定により閲覧若しくは謄写、その正本、

謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が

制限される部分につきその請求をすることがで

きる。

（将来の給付の訴え）

将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。

## (請求の併合)

数個の請求は、同種の訴訟手続による場合に限り、一の訴えですることができる。

## (裁判長の訴状審査権)

訴状が第百三十四条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。

## (第百三十七条)

訴状が第百三十四条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。

## (第百三十八条)

訴状は、被告に送達しなければならないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。

## (第百三十九条)

訴状の送達は、訴状の送達をすることができる場合（訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。）について適用する。

## (口頭弁論期日の指定)

前項の命令に対しても、即時抗告をすることができる。

## (訴状の送達)

訴状は、被告に送達しなければならない。

## (第百四十条)

訴えの提起があつたときは、裁判長は、口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならぬ。

## (口頭弁論を経ない訴えの却下)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

## (呼出費用の予納がない場合の訴えの却下)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

## (第百四十二条)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

## (第百四十三条)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

## (第百四十四条)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

## (第百四十五条)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

## (第百四十六条)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

（訴えの提起の方式）

訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一当事者及び法定代理人

（証書真否確認の訴え）

訴訟記録等の存する裁判所に対し、

その要件を欠くことと又はこれを欠くに至つたこ

とを理由として、その決定の取消しの申立てを

することができる。

（将来の給付の訴え）

将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。

## (請求の併合)

数個の請求は、同種の訴訟手続による場合に限り、一の訴えですることができる。

## (裁判長の訴状審査権)

訴状が第百三十四条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。

## (第百三十七条)

訴状の送達は、訴状の送達をすることができる場合（訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。）について適用する。

## (第百三十八条)

訴状は、被告に送達しなければならない。

## (第百三十九条)

訴えの提起があつたときは、裁判長は、口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならぬ。

## (口頭弁論期日の指定)

前項の命令に対しても、即時抗告をすることができる。

## (訴状の送達)

訴状は、被告に送達しなければならない。

## (第百四十条)

訴えの提起があつたときは、裁判長は、口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならぬ。

## (口頭弁論を経ない訴えの却下)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

## (第百四十二条)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

## (第百四十三条)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

## (第百四十四条)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

## (第百四十五条)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

## (第百四十六条)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

（訴えの趣旨及び原因）

二請求の趣旨及び原因

（証書真否確認の訴え）

訴訟記録等の存する裁判所に対し、

その要件を欠くことと又はこれを欠くに至つたこ

とを理由として、その決定の取消しの申立てを

することができる。

（訴えの趣旨及び原因）

二請求の趣旨及び原因

（証書真否確認の訴え）

訴訟記録等の存する裁判所に対し、

その要件を欠くことと又はこれを欠くに至つたこ

とを理由として、その決定の取消しの申立てを

することができる。

(重複する訴えの提起の禁止)

第一百四十二条 裁判所に係属する事件について  
は、当事者は、更に訴えを提起することができます  
ない。(訴えの変更)

第一百四十三条 原告は、請求の基礎に変更がない  
限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請  
求の原因を変更することができる。ただし、こ  
れにより著しく訴訟手続を遅滞させることとな  
るとときは、この限りでない。

3 2 請求の変更は、書面でしなければならない。  
前項の書面は、相手方に送達しなければなら  
ない。

4 裁判所は、請求又は請求の原因の変更を不当  
であると認めるときは、申立てにより又は職權  
で、その変更を許さない旨の決定をしなければ  
ならない。

(選定者に係る請求の追加)

第一百四十四条 第三十条第三項の規定による原告  
となるべき者の選定があつた場合には、その者  
は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者の  
ために請求の追加をすることができる。

2 第三十条第三項の規定による被告となるべき  
者の選定があつた場合には、原告は、口頭弁論  
の終結に至るまで、その選定者に係る請求の追  
加をすることができる。

3 前条第一項ただし書及び第二項から第四項ま  
での規定は、前二項の請求の追加について準用  
する。

(中間確認の訴え)

第一百四十五条 裁判が訴訟の進行中に争いとなっ  
ている法律関係の成立又は不成立に係るとき  
は、当事者は、請求を拡張して、その法律関係  
の確認の判決を求めることができる。ただし、  
その確認の請求が他の裁判所の専属管轄(当事  
者が第十一条の規定により合意で定めたものを  
除く)に属するときは、この限りでない。

2 前項の訴訟が係属する裁判所が第六条第一項  
各号に定める裁判所である場合において、前項  
の確認の請求が同条第一項の規定により他の裁  
判所の専属管轄に属するときは、前項ただし書  
の規定は、適用しない。

3 日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定に  
より第一項の確認の請求について管轄権を有し  
ないときは、当事者は、同項の確認の判決を求  
めることができない。

4 第百四十三条第二項及び第三項の規定は、第  
一項の規定による請求の拡張について準用す  
る。

(反訴)

第一百四十六条 被告は、本訴の目的である請求又  
は防御の方法と関連する請求を目的とする場合  
に限り、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係  
属する裁判所に反訴を提起することができます。  
ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 反訴の目的である請求が他の裁判所の専属  
管轄(当事者が第十一条の規定により合意で  
定めたものを除く)に属するとき。

二 反訴の提起により著しく訴訟手続を遅滞さ  
せることとなるとき。

2 本訴の係属する裁判所が第六条第一項各号に  
定める裁判所である場合において、反訴の目的  
である請求が同項の規定により他の裁判所の専  
属管轄に属するときは、前項第一号の規定は、  
適用しない。

3 日本の裁判所が反訴の目的である請求につい  
て管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の  
目的である請求又は防御の方法と密接に関連す  
る請求を目的とする場合に限り、第一項の規定  
による反訴を提起することができる。ただし、  
日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定によ  
り反訴の目的である請求について管轄権を有し  
ないときは、この限りでない。

4 反訴については、訴えに係る規定による。

(裁判上の請求による時効の完成猶予等)

第一百四十七条 訴えが提起されたとき、又は第百  
四十三条第二項(第一百四十四条第三項及び第百  
四十五条第四項において準用する場合を含む)  
の書面が裁判所に提出されたときは、その時に  
時効の完成猶予又は法律上の期間の遵守のため  
に必要な裁判上の請求があつたものとする。

(審理の計画)

第二章 計画審理

第一百四十七条の二 裁判所及び当事者は、適正か  
つ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的  
な進行を図らなければならない。

(審理の計画)

2 前項の審理の計画においては、次に掲げる事項  
を定めなければならない。

一 爭点及び証拠の整理を行う期間

二 証人及び当事者本人の尋問を行いう期間  
三 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定  
時期

1 第一項の審理の計画においては、前項各号に  
限り、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係  
属する裁判所に反訴を提起することができます。  
ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 反訴の目的である請求が他の裁判所の専属  
管轄(当事者が第十一条の規定により合意で  
定めたものを除く)に属するとき。

2 本訴の係属する裁判所が第六条第一項各号に  
定める裁判所である場合において、反訴の目的  
である請求が同項の規定により他の裁判所の専  
属管轄に属するときは、前項第一号の規定は、  
適用しない。

3 第一百四十八条 口頭弁論及びその準備  
(裁判長の訴訟指揮権)

2 裁判長は、口頭弁論の期日又は期  
間において、訴訟関係を明瞭にするため、事  
実上及び法律上の事項に関し、当事者に対し  
問い合わせし、又は立証を促すことができる。  
(証明権等)

2 第一百四十九条 裁判長は、口頭弁論の期日又は期  
間において、訴訟関係を明瞭にするため、事  
実上及び法律上の事項に関し、当事者に対し  
問い合わせし、又は立証を促すことができる。  
(陪席裁判官は、裁判長に告げて、前項に規定  
する処置をすることができる。当事者は、口頭  
弁論の期日又は期日外において、裁判長に対  
して必要な発問を求めることが可能である。  
(口頭弁論の再開)

2 第一百五十条 裁判長又は陪席裁判官が、口頭弁論の期日外  
において、攻撃又は防御の方法に重要な変更を  
生じ得る事項について第一項又は第二項の規定  
による処置をしたときは、その内容を相手方に  
通知しなければならない。

(訴訟指揮等に対する異議)

4 裁判長又は陪席裁判官が、口頭弁論の期日外  
において、攻撃又は防御の方法に重要な変更を  
生じ得る事項について第一項又は第二項の規定  
による処置をしたときは、その内容を相手方に  
通知しなければならない。

(弁論指揮等に対する異議)

2 第一百五十五条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にする  
ために必要な陳述をすることができない当事  
者、代理人又は補佐人の陳述を禁じ、口頭弁論  
の続行のため新たな期日を定めることができる。

2 第一百五十六条 前項の規定により陳述を禁じた場合におい  
て、必要があると認められるときは、裁判所は、弁  
護士の付添いを命ずることができる。

(攻撃防御方法の提出時期)

2 第一百五十七条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にする  
ために必要な陳述をすることができない当事  
者、代理人又は補佐人の陳述を禁じ、口頭弁論  
の続行のため新たな期日を定めることができる。

2 第一百五十八条 攻撃又は防御の方法は、訴訟の進  
行状況に応じ適切な時期に提出しなければなら  
ない。

2 第一百五十九条 第一百四十七条の三第一項の審  
理の計画に従つた訴訟手続の進行上必要がある  
方法の提出期間

三 訴訟書類又は訴訟において引用した文書そ  
の他の物件で当事者の所持するものを提出さ  
せること。

四 当事者又は第三者の提出した文書その他の  
物件を裁判所に留め置くこと。

五 檢証をし、又は鑑定を命ずること。

六 調査を嘱託すること。

2 前項に規定する検証、鑑定及び調査の嘱託に  
ついては、証拠調べに關する規定を準用する。

(口頭弁論の併合等)

2 裁判所は、口頭弁論の制限、分離  
若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消す  
ことができる。

2 裁判所は、当事者を異にする事件について口  
頭弁論の併合を命じた場合において、その前に  
尋問をした証人について、尋問の機会がなかつ  
た当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問  
をしなければならない。

2 裁判所は、終結した口頭弁論の再  
開を命ずることができる。

(通訳人の立会い等)

2 裁判所は、当事者を異にする者が日本語に  
通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは  
口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会  
わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がき  
けない者には、文字で問い合わせし、又は陳述をさせ  
ることができる。

2 裁判所は、当事者が、口頭弁論の指揮に関する  
規定による裁判長若しくは第二項の規定によ  
る裁判長若しくは陪席裁判官の処置に對し、異議  
を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(清明処分)

2 第一百六十一条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にする  
ために必要な陳述をすることができない当事  
者、代理人又は補佐人の陳述を禁じ、口頭弁論  
の続行のため新たな期日を定めることができる。

2 第一百五十六条 攻撃又は防御の方法は、訴訟の進  
行状況に応じ適切な時期に提出しなければなら  
ない。

2 第一百五十九条 第一百四十七条の三第一項の審  
理の計画に従つた訴訟手続の進行上必要がある  
方法の提出期間



事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続（当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。以下同じ。）に付することができる。

（書面による準備手続の方法等）

**第一百七十六条** 書面による準備手続は、裁判長が行う。ただし、高等裁判所においては、受命裁判官にこれを行わせることができる。

2 裁判長又は高等裁判所における受命裁判官（次項において「裁判長等」という。）は、第六十一条に規定する期間を定めなければならない。

3 裁判長等は、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議を拠調べによつて証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。

（書面による準備手続終結後の攻撃防御方法の提出）

**第一百七十七条** 裁判所は、書面による準備手続の終結後、口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによつて証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。

4 第百四十九条（第二項を除く。）、第一百五十条及び第一百六十五条第二項の規定は、書面による準備手続について準用する。

（証明すべき事実の確認）

5 第百七十八条 裁判所は、書面による準備手続の終結後、口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによつて証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。

（書面による準備手続終結後の攻撃防御方法の提出）

**第一百七十九条** 書面による準備手続を終結した事件について、口頭弁論の期日において、第一百六十四条において準用する第一百六十五条第一項の規定による確認がされた後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に對し、その陳述又は確認前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

#### 第四章 証拠

##### 第一節 総則

（証明することを要しない事実）

**第一百八十一条** 証拠の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならない。（証拠の申出）

2 証拠の申出は、期日前においてもすることができる。（証拠調べを要しない場合）

**第一百八十二条** 証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならぬ。（当事者の不出頭の場合の取扱い）

**第一百八十三条** 証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においても、することができる。（外国における証拠調べ）

2 外国においてした証拠調べは、その国の法律に違反しないときは、その効力を有する。（裁判所外における証拠調べ）

**第一百八十四条** 外国においてすべき証拠調べは、その国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に嘱託してしなければならない。（裁判所における証拠調べ）

**第一百八十五条** 裁判所は、相當と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができる。この場合においては、合議体の構成員に命じ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に嘱託して証拠調べをさせることができ。（調査の嘱託）

2 前項に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは、更に証拠調べの嘱託をすることができる。（調査の嘱託）

**第一百八十六条** 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。（参考人等の審尋）

2 前項の規定による審尋は、相手方がある事件について、参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。（参考人等の審尋）

**第一百八十七条** 裁判所は、決定で完結すべき事件について、参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。（参考人等の審尋）

2 前項の承認は、公衆の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。（不出頭に対する過料等）

**第一百八十八条** 証拠は、即時に取り調べることができる。この命令は、執達官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。（過料の裁判の執行）

2 過料の裁判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他の強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。（執行の送達）

3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条及び第五百十一条第六項から第八項までを除く。）の規定は、三条第六項から第八項までを除く。この規定は、過料の裁判の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「者若しくは裁判の執行の対象となるもの」とあるのは「者」と、「裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判」とあるのは「裁判」と読み替えるものとする。（執行の対象となるもの）

4 下この項において「原裁判」という。に対して即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判があつた後は当該裁判（以下この項において「原裁判」という。）に対しても即時抗告があつた場合において、抗告裁判所の執行によつて得た金額が当該過料の金額を超えたときは、その超過額は、これを還付しなければならない。（原裁判の執行）

2 刑事訴訟法中勾引に関する規定は、前項の勾引について準用する。（勾引）

**第一百八十九条** 証人尋問（受命裁判官等による証人尋問）

2 刑事訴訟法中勾引を命ずることができる。（受命裁判官等による証人尋問）

**第一百九十条** 裁判所は、次に掲げる場合に限り、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。（証人尋問）

2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。（不出頭に対する罰金等）

**第一百九十二条** 証人が正当な理由なく出頭しないときは、十万円以下の罰金又は拘留に処する。（不出頭に対する罰金等）

2 前項の決定に對しては、即時抗告をすることができる。（前項の決定に對しては、即時抗告をすることができる）

**第一百九十三条** 証人が正当な理由なく出頭しないときは、前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。（前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる）

2 前項の規定による罰金又は拘留に處することができる。（前項の規定による罰金又は拘留に處することができる）

**第一百九十四条** 裁判所は、次に掲げる場合に限り、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。（証人尋問）

2 刑事訴訟法中勾引を命ずることができる。（受命裁判官等による証人尋問）

**第一百九十五条** 裁判所は、次に掲げる場合に限り、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。（証人尋問）

2 前項の規定による罰金又は拘留に處することができる。（前項の規定による罰金又は拘留に處することができる）

**第一百九十六条** 証言が証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名譽を害すべき事項に関するときは、三発見するため必要であるとき。

2 当事者に異議がないとき。

3 現場において証人を尋問することが事實をき、又は正当な理由により出頭することができるとき。

4 証言拒絶権（証言拒絶権）

2 前項の規定による罰金又は拘留に處することができる。（前項の規定による罰金又は拘留に處することができる）

**第一百九十七条** 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。（証言拒絶権）

2 一 配偶者 四親等内の血族若しくは三親等内の一後見人と被後見人の關係にあること。

2 二 後見人と被後見人の關係にあること。

2 三 同様とする。

2 一 第百九十九条第一項の場合

2 二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合

3 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合





又は原本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

(文書の留置)

裁判所は、必要があると認めるときは、提出又は送付に係る文書を留め置くことができる。

**第二百二十七条** 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。

公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。

私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

第一項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

**第二百二十九条** 文書の成立の真否は、筆跡又は印影の対照によつても、証明することができ

る。

第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十

四条第一項及び第二項、第二百二十六条並びに第二百二十七条の規定は、対照の用に供すべき

筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。

対照をするのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。

相手方が正当な理由なく前項の規定による決定に従わないときは、裁判所は、文書の成立の真否に関する証言者の主張を真実と認めることができ。書体を変えて筆記したときも、同様とする。

第三者が正当な理由なく第二項において準用する第二百二十三条第一項による提出の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、十

万円以下の過料に処する。

前項の決定に対しても、即時抗告をすること

ができる。

(文書の成立の真正を争つた者に対する過料)

**第二百三十一条** 当事者又はその代理人が故意又は重大な過失により眞実に反して文書の成立の真

正を争つたときは、裁判所は、決定で、十萬円以下の過料に処する。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第一項の場合において、文書の成立の真正を争つた当事者又は代理人が訴訟の係属中その文書の成立が真正であることを認めたときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

(文書に準ずる物件への準用)

**第二百三十二条** この節の規定は、図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。

#### 第六節 檢証

(検証の目的の提示等)

**第二百三十三条** 第二百十九条、第二百二十三

条、第二百二十四条、第二百二十六条及び第二百二十七条の規定は、検証の目的の提示又は送付について準用する。

第三者が正当な理由なく前項において準用する第二百二十三条第一項の規定による提示の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十

万円以下の過料に処する。

前項の決定に対しては、即時抗告をすること

ができる。

#### (検証の際の鑑定)

**第二百三十四条** 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、検証をするに当たり、必要があると認めるときは、鑑定を命ずることができる。

#### (管轄裁判所等)

#### 第七節 証拠保全

(証拠保全)

**第二百三十五条** 訴えの提起後における証拠保全の申立ては、その証拠を使用すべき審級の裁判所にしなければならない。ただし、最初の口頭弁論の期日が指定され、又は事件が弁論準備手続若しくは書面による準備手続に付された後口頭弁論の終結に至るまでの間は、受訴裁判所にしなければならない。

訴えの提起前における証拠保全の申立ては、第一項の規定は、口頭弁論の併合を命じた数個

に熟したときは、終局判決をする。

裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟し

たときは、その一部について終局判決をするこ

とができる。

(文書の成立の真正を争つた者に対する過料)

**第二百三十六条** 証拠保全の申立ては、相手方の指定ができない場合の取扱い

の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならない。

急迫の事情がある場合には、訴えの提起後であつても、前項の地方裁判所又は簡易裁判所に証拠保全の申立てをすることができる。

#### (相手方の指定ができない場合の取扱い)

**第二百三十七条** 証拠保全の申立ては、相手方を指定することができない場合においても、することができる。この場合においては、裁判所は、相手方となるべき者のために特別代理人を選任することができる。

#### (職権による証拠保全)

**第二百三十八条** 裁判所は、必要があると認めるときは、訴訟の係属中、職権で、証拠保全の決定を立てることができる。

(不服申立ての不許)

**第二百三十九条** 第二百三十五条第一項ただし書の場合には、裁判所は、受命裁判官に証拠調べをさせることができる。

(期日の呼出し)

**第二百四十条** 証拠調べの期日には、申立人及び相手方を呼び出さなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

(証拠保全の費用)

**第二百四十一条** 証拠保全に関する費用は、訴訟費用の一部とする。

(口頭弁論における再尋問)

**第二百四十二条** 証拠保全の手続において尋問をした証人について、当事者が口頭弁論における尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

**第五章 判決**

(終局判決)

**第二百四十三条** 裁判所は、訴訟が裁判をするの

に熟したときは、終局判決をする。

裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟し

たときは、その一部について終局判決をするこ

とができる。

(裁判所の過半数が代わった場合において、その前

に尋問をした証人について、当事者が更に尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

(判決の発効)

**第二百五十四条** 判決は、言渡しによつてその効力を生ずる。

(言渡期日)

**第二百五十五条** 判決は、言渡しによつてその効力を生ずる。

ないで退廷をした場合において、審理の現状及び当事者の訴訟進行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができる。ただし、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷をした場合には、出頭した相手方の申出があるときに限る。

**第二百四十五条** 裁判所は、独立した攻撃又は防

御の方法その他中間の争いについて、裁判をすれば、相手方となるべき者のために特別代理人を用意して争つたときには、中間判決をすることができる。請求の原因及び数額について争いがある場合におけるその原因についても、同様とする。

**第二百四十六条** 裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることはできない。

(自由心証主義)

**第二百四十七条** 裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をし

ん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。

(損害額の認定)

**第二百四十八条** 損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証する

ことが極めて困難であるときは、裁判所は、口

頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(直接主義)

**第二百四十九条** 判決は、その基本となる口頭弁論に関与した裁判官がする。

裁判官が代わった場合には、当事者は、従前

の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

**第二百五十条** 判決は、言渡しによつてその効力を生ずる。

裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟し

たときは、その一部について終局判決をするこ

とができる。

(本訴又は反訴が裁判をするのに熟した場合及

び本訴又は反訴が裁判をするのに熟した場合及

び本訴又は反訴が裁判をするのに熟した場合及

び本訴又は反訴が裁判をするのに熟した場合及

び本訴又は反訴が裁判をするのに熟した場合及

び本訴又は反訴が裁判をするのに熟した場合及



5 第二項の告知が当事者双方にされたときは、  
当事者間に和解が調つたものとみなす。

(請求の放棄又は認諾)

**第二百六十六条** 請求の放棄又は認諾は、口頭弁論等の期日においてする。

2 請求の放棄又は認諾をする旨の書面を提出した当事者が口頭弁論等の期日に出頭しないときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、その旨の陳述をしたものとみなすことができる。

(和解調書等の効力)  
**第二百六十七条** 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

**第七章 大規模訴訟等に関する特則**

(大規模訴訟に係る事件における受命裁判官による証人等の尋問)

**第二百六十八条** 裁判所は、大規模訴訟(当事者が著しく多数で、かつ、尋問すべき証人又は当事者本人が著しく多数である訴訟をいう。)に係る事件について、当事者に異議がないときは、受命裁判官に裁判所内で証人又は当事者本人の尋問をさせることができる。

**第二百六十九条** 地方裁判所においては、前条に規定する事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

2 前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができる。(特許権等に関する訴えに係る事件における合議体の構成)

**第二百六十九条の二** 第六条第一項各号に定める裁判所においては、特許権等に関する訴えに係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体とすることができる。ただし、第二十条の二第一項の規定により移送された訴訟に係る事件については、この限りではない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

## 第八章 簡易裁判所の訴訟手続に關する

特則

(手続の特色)

**第二百七十三条** 簡易裁判所においては、簡易な手続きにより迅速に紛争を解決するものとする。

(口頭による訴えの提起)

**第二百七十二条** 訴えは、口頭で提起することができる。(訴えの提起において明らかにすべき事項)

**第二百七十三条** 訴えの提起においては、請求の原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りる。

**第二百七十四条** 被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、相手方の申立てがあるときは、簡易裁判所は、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。この場合においては、第二十二条の規定を準用する。

2 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(訴え提起前の和解)  
**第二百七十五条** 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

2 前項の和解が調わない場合において、和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあるときは、裁判所は、直ちに訴訟の弁論を命ずる。この場合においては、和解の申立てをした者は、その申立てをした時に、訴えを提起したものとみなし、和解の費用は、訴訟費用の一部とする。

3 申立て人又は相手方が第一項の和解の期日に出頭しないときは、裁判所は、和解が調わないものとみなすことができる。

4 第二項の和解については、第二百六十四条及び第二百六十五条の規定は、適用しない。

(和解に代わる決定)  
**第二百七十五条の二** 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事實を争わず、その他何らの防護の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第三項の期間の経過時から五年を超えない範囲内

において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

2 前項の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠った場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。

3 第一項の決定に対しては、当事者は、その決定を受けた日から二週間の不变期間内に、その決定をした裁判所に異議を申し立てることができる。

4 前項の期間内に異議の申立てがあつたときは、第一項の決定は、その効力を失う。

5 第三項の期間内に異議の申立てがないときは、第一項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(準備書面の省略等)  
**第二百七十六条** 口頭弁論は、書面で準備することを要しない。

2 相手方が準備をしなければ陳述することができないと認めるべき事項は、前項の規定にかかるわらず、書面で準備し、又は口頭弁論前直接に相手方に通知しなければならない。

3 前項に規定する事項は、相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面(相手方に送達されたもの又は相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたものに限る)に記載し、又は同項の規定による通知をしたものでなければ、主張することができない。

4 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(訴訟裁判所の判断を受ける裁判)  
**第二百八十二条** 訴訟費用の負担の裁判は、控訴裁判所の判断を受ける。ただし、不服を申し立てることはできない裁判及び抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでない。

2 第一百八十三条 終局判決前の裁判は、控訴裁判所の判断を受ける。ただし、不服を申し立てることはできない裁判及び抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでない。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)  
**第二百八十三条** 終局判決前の裁判は、控訴裁判所の判断を受ける。ただし、不服を申し立てることはできない裁判及び抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでない。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)  
**第二百八十四条** 控訴をする権利は、放棄することができる。

(訴問等に代わる書面の提出)  
**第二百七十七条** 第五百八条の規定は、原告又は被告が口頭弁論の続行の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしない場合について準用する。

(続行期日における陳述の擬制)  
**第二百七十八条** 第五百八条の規定は、原告又は被告が口頭弁論の続行の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしない場合について準用する。

(尋問等に代わる書面の提出)  
**第二百七十九条** 裁判所は、相當と認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助

をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事につきその意見を聴くことができる。

2 司法委員の員数は、各事件について一人以上とする。

3 司法委員は、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者の中から、事件ごとに裁判所が指定する。

4 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

5 司法委員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(判訴裁判所の記載事項)  
**第二百八十条** 判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を表示すれば足りる。

**第三編 上訴**  
**第一章 控訴**

(控訴をすることができる判決等)  
**第二百八十二条** 判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を表示すれば足りる。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)  
**第二百八十三条** 終局判決前の裁判は、控訴裁判所の判断を受ける。ただし、不服を申し立てることはできない裁判及び抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでない。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)  
**第二百八十四条** 控訴をする権利は、放棄することができる。

(控訴期間)  
**第二百八十五条** 控訴は、判決書又は第二百五十四条第二項の調書の送達を受けた日から二週間に不変期間内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。

## (控訴提起の方式)

- 第二百八十六条** 控訴の提起は、控訴状を第一審裁判所に提出してしなければならない。
- 2 控訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 第一审裁判の表示及びその判決に対し控訴をする旨

- (第一審裁判所による控訴の却下)
- 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

- 第二百八十七条** 控訴が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、第一審裁判所は、決定で、控訴を却下しなければならない。

- (第一審裁判所による控訴の却下)
- 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

- 第二百八十八条** 第三百三十七条の規定は、控訴状が第二百八十六条第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い控訴の提起の手数料を納付しない場合について準用する。(控訴状の送達)

- 第二百八十九条** 控訴状は、被控訴人に送達しなければならない。第三百三十七条の規定は、控訴状の送達をすることができない場合(控訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。(口頭弁論を経ない控訴の却下)

- 第二百九十条** 控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。(呼出費用の予納がない場合の控訴の却下)

- 第二百九十二条** 控訴は、控訴審の終局判決があるまで、取り下げることができる。(控訴の取下げ)

- 第二百九十三条** 控訴裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて控訴人に命じた場合において、その予納がないときは、決定で、控訴を却下することができる。

- 第二百九十四条** 第三百三十七条の規定は、控訴状が第二百八十六条第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い控訴の提起の手数料を納付しない場合について準用する。(控訴状の送達)

- 第二百九十五条** 第三百三十七条の規定は、控訴状の送達をすることができない場合(控訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。(口頭弁論を経ない控訴の却下)

- 第二百九十六条** 第三百三十七条の規定は、控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。(呼出費用の予納がない場合の控訴の却下)

- 第二百九十七条** 第三百三十七条の規定は、控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。(第一審の訴訟手続の規定の準用)

- 第二百九十八条** 第三百三十七条の規定は、控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。(第一審の訴訟手続の行為の効力等)

- 第二百九十九条** 第三百三十七条の規定は、控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。(第一審の訴訟手続の行為の効力等)

- 第三百十条** 第三百三十七条の規定は、控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。(第一審の管轄違ひの主張の制限)

- 2 第二百六十一項、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条の規定は、控訴の取下げについて準用する。

## (附帯控訴)

- 第二百九十三条** 被控訴人は、控訴権が消滅した後であつても、口頭弁論の終結に至るまで、附帯控訴をすることができる。

- 2 附帯控訴は、控訴の取下げがあったとき、又は不適法として控訴の却下があつたときは、その効力を失う。ただし、控訴の要件を備えるものは、独立した控訴とみなす。

- 3 附帯控訴については、控訴に関する規定によることで、控訴裁判所は、附帯控訴状を提出してすることができる。

- (第一審裁判決についての仮執行の宣言)

- 第二百九十四条** 控訴裁判所は、第一審裁判決について不服の申立てがない部分に限り、申立てにより、決定で、仮執行の宣言をすることができる。

- (仮執行に関する裁判に対する不服申立て)

- 第二百九十五条** 仮執行に関する控訴審の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

- ただし、前条の申立てを却下する決定に対してもは、即時抗告をすることができる。

- (口頭弁論の範囲等)

- 第二百九十六条** 口頭弁論は、当事者が第一審裁判の変更を求める限度においてのみ、これをする。

- 2 当事者は、第一審における口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

- (第一審の訴訟手続の規定の準用)

- 第二百九十七条** 前編第一章から第七章までの規定は、特別の定めがある場合を除き、控訴審の訴訟手続について準用する。ただし、第二百六十九条の規定は、この限りでない。

- (第一審の訴訟手続の行為の効力等)

- 第二百九十八条** 第三百三十七条の規定は、控訴審においてもその効力を有する。

- 2 第三百六十七項の規定は、第一審において準備的口頭弁論を終了し、又は弁論準備手続を終結した事件につき控訴審で攻撃又は防御の方法を提出した当事者について、第百七十八条の規定は、第一審において書面による準備手続を終結した事件につき同条の陳述又は確認がされた場合において控訴審で攻撃又は防御の方法を提出した当事者について準用する。

- (第一審の管轄違ひの主張の制限)

- 第二百九十九条** 控訴審においては、当事者は、第一審裁判所が管轄権を有しないことを主張することができる。

- 2 第二百六十一項、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条の規定は、控訴の取下げについて準用する。

## (第一審裁判の取消し及び変更の範囲)

- が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。)については、この限りでない。

- 2 前項の第一審裁判所が第六条第一項各号に定める裁判所である場合において、当該訴訟が同一の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは、前項ただし書の規定は、適用しない。

- (反訴の提起等)

- 第三百条** 控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合に限り、することができる。

- (第一審の判決の手続が違法な場合の取消し)

- 2 相手方が異議を述べないで反訴の本案について弁論をしたときは、反訴の提起に同意したものとみなす。

- (第一審の判決の手続が違法な場合の取消し)

- 2 前二項の規定は、選定者に係る請求の追加について準用する。

- (攻撃防御方法の提出等の期間)

- 第三百一条** 裁判長は、当事者の意見を聴いて、攻撃若しくは防御の方法の提出、請求若しくは請求の原因の変更、反訴の提起又は選定者による請求の追加をすべき期間を定めることができる。

- 2 前項の規定により定められた期間の経過後に同項に規定する訴訟行為をする当事者は、裁判所に対し、その期間内にこれをすることはできなかつた理由を説明しなければならない。

- (控訴棄却)

- 第三百二条** 控訴裁判所は、第一審裁判決を相当とするときは、控訴を棄却しなければならない。

- 2 第一审裁判決がその理由によれば不当である場合においても、他の理由により正当であるときは、控訴を棄却しなければならない。

- (控訴権の濫用に対する制裁)

- 第三百三条** 控訴裁判所は、前条第一項の規定により控訴を棄却する場合において、控訴人が訴訟の完結を遅延させることのみを目的として控訴を提起したものと認めるときは、控訴人に対し、控訴の提起の手数料として納付すべき金額の十倍以下の金銭の納付を命ずることができるものとみなす。

- 2 前項の規定による裁判は、判決の主文に掲げなければならぬ。

- 3 第一項の規定による裁判は、本案判決を変更する判決の言渡しにより、その効力を失う。

- 4 上告裁判所は、上告を棄却する場合においても、第一項の規定による裁判を変更することができます。

## (第一審裁判の取消し及び変更の範囲)

- 第一審裁判の取消し及び変更は、不服申立ての限度においてのみ、これをすることができる。

- 2 第一审の判決の手続が法律に違反したときは、控訴裁判所は、第一審裁判決を取り消さなければならない。

- (第一審の判決の手続が違法な場合の取消し)

- 2 前項の第一審裁判所が第六条第一項各号に定める裁判所である場合において、当該訴訟が同一の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは、前項ただし書の規定は、適用しない。

- (第一審の判決の手続が違法な場合の取消し)

- 2 前項の第一審裁判所に差し戻さなければならない。

- (第一審の管轄違ひを理由とする移送)

- 2 第一审裁判所における訴訟手続が法律に違反したことを理由として事件を差し戻したときは、その訴訟手続は、これによつて取り消されたものとみなす。

- (第一審の管轄違ひを理由とする移送)

- 第三百九条** 控訴裁判所は、事件が管轄違ひであることを理由として第一審裁判決を取り消すときは、判決で、事件を管轄裁判所に移送しなければならない。

- (控訴審の判決における仮執行の宣言)

- 第三百十条** 控訴裁判所は、金銭の支払の請求(第二百五十九条第二項の請求を除く。)に関する判決については、申立てがあるときは、不必と認める場合を除き、担保を立てないで仮執行をすることをできると言ふことを宣言しなければならない。

- 2 第一审裁判所においては、申立てがあるときは、不必と認める場合を除き、担保を立てないで仮執行をすることをできると言ふことを宣言しなければならない。

- (特許権等に関する訴えに係る控訴事件における合議体の構成)

- 第三百十一条** 第六条第一項各号に定める裁判所が第一審としてした特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴に係る事件





(即時抗告)

**第三百四十七条** 第三百四十五条第一項及び第二項並びに前条第一項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百四十八条** 裁判所は、再審開始の決定が確定した場合には、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする。

(本条の審理及び裁判)

**第三百四十九条** 裁判所は、前項の場合において、判決を正当とするときは、再審の請求を棄却しなければならない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百五十条** 裁判所は、前項の場合を除き、判決を取り消した上、更に裁判をしなければならない。(決定又は命令に対する再審)

(本条の審理及び裁判)

**第三百五十四条** 裁判所は、前項の申立てについて準用する。

(本条の審理及び裁判)

**第三百五十五条** 手形による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求を目的とする訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求めることができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百五十六条** 手形訴訟による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求を目的とする訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求めることができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百五十七条** 手形訴訟においては、証拠調べは、書証に限りすることができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百五十八条** 文書の提出の命令又は送付の嘱託は、することができない。対照の用に供すべき筆跡又は印象を備える物件の提出の命令又は送付の嘱託についても、同様とする。

(本条の審理及び裁判)

**第三百五十九条** 文書の成立の真否又は手形の提示に関する事実については、申立てにより、当事者本人を尋ねることができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十条** 証拠調べの嘱託は、することができない。前各項の規定は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しない。

(本条の審理及び裁判)

(通常の手続への移行)

**第三百五十三条** 原告は、口頭弁論の終結に至るまで、被告の承諾を要しないで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百五十四条** 訴訟は、前項の申述があつた時に、通常の手続に移行する。

(本条の審理及び裁判)

**第三百五十五条** 前項の場合には、裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移行した旨を記載した書面を被告に送付しなければならない。ただし、第一項の申述が被告の出頭した期日において口頭でされたものであるときは、その送付をすることが要しない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百五十六条** 第三百五十五条又は第三百九十八条第一項(第四百二条第二項において準用する場合を含む)の規定により提起があつたものとみなされる訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、異議を却下することができます。

(本条の審理及び裁判)

**第三百五十七条** 异議が不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、異議を却下することができます。

(本条の審理及び裁判)

**第三百五十八条** 异議は、通常の手続による第一審の終局判決があるまで、取り下げることができるものであるときは、その送付をすることが要しない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百五十九条** 异議が取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十条** 异議は、通常の手続による第一審の終局判決があるまで、取り下げることができるものであるときは、その送付をすることが要しない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十二条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十三条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十四条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十五条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十六条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十七条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十八条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十九条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十二条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十三条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十四条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十五条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十六条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十七条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十八条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十九条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

(異議申立権の放棄)

**第三百五十九条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(口頭弁論を経ない異議の却下)

**第三百六十条** 异議が不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、異議を却下することができます。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十二条** 异議が取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十三条** 异議は、通常の手続による第一審の終局判決があるまで、取り下げることができるものであるときは、その送付をすることが要しない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十四条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十五条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十六条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十七条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十八条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十九条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十二条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十三条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十四条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十五条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十六条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十七条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十八条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十九条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十一条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十二条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十三条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十四条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十五条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十六条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十七条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十八条** 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(本条の審理及び裁判)

(訴え提起前の和解の手続から手形訴訟への移行)

**第三百六十五条** 第二百七十五条第二項後段の規定により提起があつたものとみなされる訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を請求する旨の申立ては、同項前段の申立ての際にしなければならない。

(口頭弁論を経ない異議の却下)

**第三百六十六条** 第三百九十五条又は第三百九十八条第一項(第四百二条第二項において準用する場合を含む)の規定により提起があつたものとみなされる訴えについては、手形訴訟による仮執行の申立ての際にしなければならない。

(口頭弁論を経ない異議の却下)

**第三百六十七条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十八条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百六十九条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十一条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十二条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十三条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十四条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十五条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十六条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十七条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十八条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百七十九条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十一条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十二条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十三条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十四条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十五条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十六条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十七条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十八条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百八十九条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百九十一条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百九十二条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百九十三条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

**第三百九十四条** 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(本条の審理及び裁判)

2	当事者は、前項の期日前又はその期日において、すべての攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。ただし、口頭弁論が続行されたときは、この限りでない。
第三百七十二条	証人の尋問は、宣誓をさせないと認める順序である。
3	裁判所は、相当と認めるとときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方と証人などが音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、証人を尋問することができる。
4	(通常の手続への移行)
5	訴訟は、前項の申述があつた時に、通常の手続に移行する。
3	次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をして弁論をし、又はその期日が終了した後は、この限りでない。
4	第三百六十八条第一項の規定に違反して少額訴訟による審理及び裁判を求めたとき。
5	第三百六十八条第三項の規定によつてすべき届出を相当の期間を定めて命じた場合において、その届出がないとき。
三	公示送达によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。
四	前項の決定に対しても、不服を申し立てることができないとき。
5	訴訟が通常の手続に移行したときは、少額訴訟のため既に指定した期日は、通常の手続のため指定したものとみなす。(判決の言渡し)
第三百七十四条	判決の言渡しは、相当でないと認める場合を除き、口頭弁論の終結後直ちにす

2	前項の場合には、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないですることができる。この場合においては、第二百五十四条第二項及び第二百五十五条の規定を準用する。
第三百七十五条	裁判所は、請求を認容する判決をとする場合においては、第二百五十四条第二項において準用する第三百五十九条又は前条第一項の規定によつてした終局判決に対しては、控訴をすることができない。
第三百七十六条	前項の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠つた場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。
2	前二項の規定による定めに関する裁判に対しても、不服を申し立てることができない。(仮執行の宣言)
3	第三百七十七条 少額訴訟による審理及び裁判をすることは、裁判所は、職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言しなければならない。
2	第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。
第三百七十七条	請求を認容する判決については、控訴をすることはできない。
（異議）	
第三百七十八条	少額訴訟の終局判決に対する異議は、控訴をすることはできない。
2	第三百七十八条 少額訴訟の終局判決に対する異議は、判決書又は第二百五十四条第二項(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む)の調書の送达を受けた日から二週間の不变期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。
3	前項の決定に対しても、不服を申し立てることができない。
4	訴訟が通常の手続に移行したときは、少額訴訟のため既に指定した期日は、通常の手続のため指定したものとみなす。(異議後の審理及び裁判)
第三百七十九条	適法な異議があつたときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。

2	前項の場合には、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないですることができる。この場合においては、第二百五十四条第二項及び第二百五十五条の規定を準用する。
第三百八十五条	支払督促の申立てが第三百八十二条若しくは第三百八十三条の規定に違反するときは、又は申立ての趣旨から請求に理由がないときは、その申立てを却下しなければならない。請求の一部につき支払督促を発することができない場合におけるその一部についても、同様とする。
第三百八十六条	前項の規定による処分は、相当と認める方法を考慮して特に必要があると認めるときは、判決の言渡しの日から三年を超えない範囲内において、認容する請求に係る金銭の支払についてその時期の定め若しくは分割払の定めを以て、その時期の定めを従いし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをすることができる。
2	前項の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠つた場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。
3	前二項の規定による定めに関する裁判に対しても、不服を申し立てることができない。
（過料）	
第三百八十七条	前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
2	前項の決定が第三百六十八条第三項の回数に応じて虚偽の届出をしたときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。
第三百八十八条	第三百二十七条の規定は、前項の終局判決について準用する。

2	第三百六十二条、第三百六十三条、第三百六十九条、第三百七十二条第二項及び第三百七十五条の規定は、前項の審理及び裁判について準用する。
第三百八十五条	支払督促の申立てが第三百八十二条若しくは第三百八十三条の規定に違反するときは、又は申立ての趣旨から請求に理由がないときは、その申立てを却下しなければならない。請求の一部につき支払督促を発することができない場合におけるその一部についても、同様とする。
第三百八十六条	前項の規定による処分は、相当と認める方法を考慮して特に必要があると認めるときは、判決の言渡しの日から三年を超えない範囲内において、認容する請求に係る金銭の支払についてその時期の定め若しくは分割払の定めを以て、その時期の定めを従いし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをすることができる。
2	前項の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠つた場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。
3	前二項の規定による定めに関する裁判に対しても、不服を申し立てることができない。
（過料）	
第三百八十七条	前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
2	前項の決定が第三百六十八条第三項の回数に応じて虚偽の届出をしたときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。
第三百八十八条	第三百二十七条の規定は、前項の終局判決について準用する。
（支払督促の要件）	
第三百八十九条	請求を認容する判決については、控訴をすることはできない。
2	第三百八十二条 金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。ただし、日本において公示送达によらないでこれを送達することができる場合に限る。
3	第三百八十九条の規定は、第一項の規定による過料の裁判について準用する。
第七編 督促手続	
第一章 総則	
2	前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
3	前項の規定による処分は、相当と認める方法を考慮して特に必要があると認めるときは、判決の言渡しの日から一週間の不变期間内にしなければならない。
（支払督促の発送等）	
第三百九十条	支払督促は、債務者を審査しないで発する。
2	前項の異議の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
3	前項の処分に対する異議の申立ては、その告げを受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。
（支払督促の記載事項）	
第三百九十二条	支払督促には、次に掲げる事項を記載し、かつ、債務者が支払督促の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしていないときは債権者の申立てにより仮執行の宣言申立てをすることができる。
2	債務者は、支払督促に対し、これを発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所に督促異議の申立てをする旨を付記しなければならない。
3	前項の規定による処分は、相当と認める方法を考慮して特に必要があると認めるときは、判決の言渡しの日から一週間の不变期間内にしなければならない。
（支払督促の記載事項）	
第三百九十三条	支払督促には、次に掲げる事項を記載し、かつ、債務者が支払督促の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしていないときは債権者の申立てにより仮執行の宣言申立てをする旨を付記しなければならない。
2	債務者は、支払督促に対し、これを発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所に督促異議の申立てをしていないときは債権者の申立てにより仮執行の宣言申立てをする旨を付記しなければならない。
3	前項の規定による処分は、相当と認める方法を考慮して特に必要があると認めるときは、判決の言渡しの日から一週間の不变期間内にしなければならない。
（支払督促の送達）	
第三百九十四条	支払督促は、債務者に送達しなければならない。
2	支払督促の効力は、債務者に送達された時に生ずる。
3	債務者が申し出た場所に債務者の住所、居所、営業所若しくは事務所又は就業場所がないため、支払督促を送達することができないときは、裁判所書記官は、その旨を債権者に通知しなければならない。この場合において、債権者が通知を受けた日から二月の不变期間内にその申出に係る場所以外の送達をすべき場所の申出をしないときは、支払督促の申立てを取り下げたものとみなす。
（訴えに関する規定の準用）	
第三百九十五条	支払督促の申立てには、その性質に反しない限り、訴えに関する規定を準用する。
（支払督促の更正）	
第三百九十六条	支払督促について準用する規定は、支払督促について準用する。



六号までに掲げる場合に限り、することができ

る。

一 第三百二十七条第一項（第三百八十八条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の上告又は再審の訴えの提起があつた場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事實上の点につき疎明があり、かつ執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があつたとき。

二 仮執行の宣言を付した判決に対する上告の提起又は上告受理の申立てがあつた場合において、原判決の破棄の原因となるべき事情及び執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたところにつき疎明があつたとき。

三 仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起又は仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立て（次号の控訴の提起及び督促異議の申立てを除く。）があつた場合において、原判決若しくは支払督促の取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと又は執行により著しい損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたとき。

四 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求について、仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起又は仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立てがあつた場合において、原判決又は支払督促の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があつたとき。

五 仮執行の宣言を付した手形訴訟若しくは小切手訴訟の判決に対する異議の申立て又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決に対する異議の申立てがあつた場合において、原判決の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があつたとき。

六 第百十七条第一項の訴えの提起があつた場合において、変更のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事實上の点につき疎明があつたとき。

2 前項に規定する申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。（原裁判所による裁判）

第四百四条 第三百二十七条第一項の上告の提起、仮執行の宣言を付した判決に対する上告の提

言を付した判決に対する控訴の提起があつた場合において、訴訟記録が原裁判所に存するときは、その裁判所が、前条第一項に規定する申立てについての裁判をする。

2 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立てがあつた場合について準用する。

（担保の提供）

第四百五条 この編の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

2 第七十六条 第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用す

る。（期日の呼出しに関する経過措置）

法第七十七条（新法において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例によることとする。

第六条 新法第九十四条第二項ただし書の規定は、新法の施行前に旧法第一百五十四条第一項に定める方法以外の相当と認める方法による期日の呼出しをした場合には、適用しない。（送達に関する経過措置）

第七条 新法の施行前に裁判所書記官が書類の送達のために郵便を差し出し、又は執行官にその送達の債務を取り扱わせることとした場合には、当該送達については、なお従前の例によることとする。

2 新法第一百四条第三項の規定は、新法の施行後最初にする送達については、適用しない。

3 新法の施行前にした申立てに係る公示送達については、新法第一百十条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 新法第一百十三条の規定は、新法の施行前に第一審裁判所における口頭弁論が終結した事件については、適用しない。

（定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えに関する経過措置）

第五条 新法の施行前にした申立てに係る公示送達については、新法第一百三十一条に規定する物件を含む。以下この条において同じ。）の提出の命令又は検証の目的の提示の命令に従わない場合及び提出又は提示の義務がある文書又は検証の目的を新法の施行前に使用することができないようにした場合には、適用しない。

第六条 新法第二百二十四条第三項（新法において準用する場合を含む。）の規定は、当事者が、新法の施行前にした文書（新法第二百三十一条に規定する物件を含む。以下この条において同じ。）の提出の命令又は検証の目的の提示の命令に従わない場合を含む。）の規定は、当事者

が、新法の施行前にした文書（新法第二百三十一条に規定する物件を含む。以下この条において同じ。）の提出の命令又は検証の目的の提示の命令に従わない場合及び提出又は提示の義務がある文書又は検証の目的を新法の施行前に使用することができないようにした場合には、適用しない。

第七条 新法第二百二十四条第三項（新法において準用する場合を含む。）の規定は、当事者が、新法の施行前にした文書（新法第二百三十一条に規定する物件を含む。以下この条において同じ。）の提出の命令又は検証の目的の提示の命令に従わない場合及び提出又は提示の義務がある文書又は検証の目的を新法の施行前に使用することができないようにした場合には、適用しない。

（損害額の認定に関する経過措置）

第八条 新法第一百四十六条第一項ただし書（新法において準用する場合を含む。）の規定は、管轄裁判所を定める合意に関する事項を除き、なお従前の例による。

2 新法第一百四十六条第一項ただし書（新法において準用する場合を含む。）の規定は、管轄裁判所を定める合意に関する事項を除き、新法の施行前に提起された本訴に係る反訴の提起については、適用しない。

（当事者を異にする事件の併合に関する経過措置）

第九条 新法第一百四十一条の規定は、新法の施行前に期日の呼出しに必要な費用の予納を命じた場合には、適用しない。

2 新法第一百四十六条第一項ただし書（新法において準用する場合を含む。）の規定は、管轄裁判所を定める合意に関する事項を除き、新法の施行前に提起された本訴に係る反訴の提起については、適用しない。

（訴えに関する経過措置）

第十条 新法第一百五十二条第二項（新法において準用する場合を含む。）の規定は、新法の施行前に口頭弁論の併合が命じられた事件については、適用しない。

（攻撃防衛方法の提出時期に関する経過措置）

第十一條 新法の施行に係属している訴訟

る場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。（準備書面に関する経過措置）

第十二条 新法の施行前に提出された準備書面に記載した事実についての相手方が在延していない口頭弁論における主張については、新法第一百六十三条第三項（新法において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（疎明に代わる保証金の供託等に関する経過措置）

第十四条 新法の施行前に当事者又は法定代理人に保証金を供託させ、又はその主張の真実であることを宣誓させた場合における疎明の代用については、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。（準備手続に関する経過措置）

第十五条 新法第二百二十四条第三項（新法において準用する場合を含む。）の規定は、当事者が、新法の施行前にした文書（新法第二百三十一条に規定する物件を含む。以下この条において同じ。）の提出の命令又は検証の目的の提示の命令に従わない場合及び提出又は提示の義務がある文書又は検証の目的を新法の施行前に使用することができないようにした場合には、適用しない。

（当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果に関する経過措置）

第十六条 新法第二百四十八条（新法において準用する場合を含む。）の規定は、新法の施行前に、第二審又は第一審である高等裁判所における口頭弁論が終結した事件、第二審である地方裁判所における口頭弁論が終結した事件、第二審である簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第二審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

（訴えの取下げ等に関する経過措置）

第十七条 次に掲げる場合には、訴えの取下げ又は手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の取下げ（以下この条において「訴えの取下げ」という。）に相手方が同意したも

のとみなすための期間については、新法第二百六十一条第五項（新法において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

一 訴えの取下げ等が書面でされた場合において、新法の施行前にその書面が相手方に送達されたとき。

二 新法の施行前の相手方が出頭した口頭弁論の期日において訴えの取下げ等が口頭でされたとき。

三 訴えの取下げ等が口頭弁論の期日において口頭でされた場合（その期日に相手方が出頭した場合を除く。）において、新法の施行前にその期日の調書の謄本が相手方に送達されたとき。

（訴えの取下げ等の擬制に関する経過措置）

**第十八条** 新法の施行前の口頭弁論の期日に当事者双方が出頭せず、又は弁論をしないで退廷した場合には、訴え、控訴若しくは上告の取下げ又は手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の取下げがあつたものとみなすための期間については、新法第二百六十三条前段（新法において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 新法第二百六十三条後段（新法において準用する場合を含む。）の規定は、新法の施行前に当事者双方が出頭せず、又は弁論をしないで退廷した場合には、訴え、控訴若しくは上告の取下げ又は手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の取下げがあつたものとみなすための期間については、新法第二百六十三条前段（新法において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（控訴に関する経過措置）

**第十九条** 新法の施行前に言渡しがあつた第一審の判決に対する控訴の提起の方式については、新法第二百八十六条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 新法第二百八十七条の規定は、新法の施行前に言渡しがあつた第一審の判決に対する控訴については、適用しない。

3 新法第二百九十二条（新法において準用する場合を含む。）の規定は、新法の施行前に期日の呼出しに必要な費用の予納を命じた場合は、適用しない。

4 新法第三百十条（新法において準用する場合を含む。）の規定は、新法の施行前に控訴審の口頭弁論を終結した事件については、適用しない。

（最高裁判所にする上告に関する経過措置）

**第二十条** 新法の施行前に、第二審又は第一審である高等裁判所における口頭弁論が終結した事

件及び地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件についての最高裁判所にする上告及びその上告審の訴訟手続については新法第三百十二条及び第三百二十条第四号に規定する。

（抗告に関する経過措置）

**第二十一条** 新法の施行前に告知があつた決定又は命令に対する抗告の提起の方式については、新法第三百三十二条本文において準用する新法第二百八十六条第一項の規定にかかるわらず、な

どは、適用しない。

（新法第三百三十一条本文において準用する新法第二百八十七条の規定は、新法の施行前に告

知があつた決定及び命令に対する抗告について

は、適用しない。

（新法第三百三十七条の規定は、新法の施行前に告

知があつた決定及び命令に対する抗告について

は、適用しない。

している事件の処理に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（検討）

**第二十七条** 新法第二百二十条第四号に規定する公務員又は公務員であった者がその職務に関する命令の制度については、行政機関の保有する情報を開するための制度に関して行われている検討と並行して、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（前項の措置は、新法の公布後二年を目途として、講ずるものとする。）

（附則）（平成一九年一二月八日法律第一

（施行期日）

（第一条）この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第三条** 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定に定め及び命令について、新法第三百三十六条第二項において準用する新法第三百三十六条第二項の規定にかかるわらず、新法の施行の日から五日の不変期間内は、新法第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立てをすることができる。

（再審に関する経過措置）

**第二十二条** 新法の施行前に再審の訴えの提起又は再審の申立てがあつた事件については、新法第三百四十五条から三百四十八条までの規定（これららの規定を新法において準用する場合を含む。）にかかるわらず、なお従前の例による。

（督促手続に関する経過措置）

**第二十三条** 新法の施行前にした支払命令の申立てに係る督促手続については、送達に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

（執行停止に関する経過措置）

**第二十四条** 新法の施行前にした執行停止の申立て（仮執行の宣言を付した支払命令に関する執行停止の申立てを除く。）に係る裁判について

は、新法第三百九十八条及び第三百九十九条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第二十五条** 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（最高裁判所規則への委任）

**第二十六条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、新法の施行の際に裁判所に係属

（三九号）（平成一九年一二月五日法律第一

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（施行期日）

（附則）（平成一三年一二月一一日法律第一

（一五三号）抄

（経過措置）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超過する場合（これに基づく命令を含む。以下この法律において同じ。）の規定によつてした処分、附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定によつてしたものとみなす。

（処分、手続等に関する経過措置）

**第四十二条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この法律において同じ。）の規定によつてした処分、附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この法律において同じ。）の規定によつてした行為及びこの法律（これに基づく命令を含む。以下この法律において同じ。）の附則に規定するもののはか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第四十三条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第四十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

**第一条** この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第一条** この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

（第八十五条）この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（経過措置の政令への委任）

**第一条** この法律は、民間事業者による信書の送達に關する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

（附則に関する経過措置）

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののはか、この法律の施

行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一〇八号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(民事訴訟法の一  
部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正後の民事訴訟法の規

定は、この附則に特別の定めがある場合を除

き、この法律の施行前に生じた事項にも適用す

る。ただし、この法律による改正前の民事訴訟

(特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する

訴えに係る訴訟の管轄等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際に係属している特

許権、実用新案権、回路配線利用権又はプログラ

ムの著作物についての著作者の権利に関する

訴え（第四項において「特許権等に関する訴

え」という）及び意匠権、商標権、著作者の

権利（プログラムの著作物についての著作者の

権利を除く）、出版権、著作隣接権若しくは育

成者権に関する訴え又は不正競争（不正競争防

止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項

に規定する不正競争をいう）による営業上の

利益の侵害に係る訴えに係る訴訟の管轄及び移

送については、なお従前の例による。

二 この法律の施行の際現に係属している事件に

ついては、第一条の規定による改正後の民事訴

訟法第二百六十九条の二及び第三百十条の二並

び第二条の規定による改正後の特許法第八

十二条の二（第三条の規定による改正後の実用

新案法第四十七条第二項において準用する場合

を含む。）の規定は、適用しない。

三 特許法等の一部を改正する法律附則第二条第

九項の規定によりなお従前の例によることとさ

れる同法第一条の規定による改正前の特許法第

百七十八条第一項の訴えであつて特許異議の申

立てについての取消決定又は特許異議申し立

書の却下の決定に対するものに係る事件について

は、前項に定める場合を除き、第二条の規定に

よる改正後の特許法第八十二条の二の規定を

適用する。

四 この法律の施行前にした申立てに係る保全命

令事件であつて本案の訴えが特許権等に関する

訴えであるものの管轄については、なお従前の

例による。

（少額訴訟に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に少額訴訟による審理

及び裁判を求める旨の申述があつた事件につい

ては、第一条の規定による改正後の民事訴訟法

第三百六十八条第一項の規定にかかわらず、な

お従前の例による。

附 則 (平成一五年七月二五日法律第一二八号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年四月一日から施

行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年六月二日から施

行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二〇号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年六月一八日から施

行する。

附 則 (平成一六年七月一一日法律第一二二号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年七月一日から施

行する。

附 則 (平成一六年七月二二日法律第一二三号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年七月二二日から施

行する。

附 則 (平成一六年七月二三日法律第一二四号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年七月二三日から施

行する。

附 則 (平成一六年七月二四日法律第一二五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年七月二十四日から施

行する。

附 則 (平成一六年七月二五日法律第一二六号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年七月二十五日から施

行する。

附 則 (平成一六年七月二六日法律第一二七号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年七月二六日から施

行する。

附 則 (平成一六年七月二七日法律第一二八号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年七月二七日から施

行する。

附 則 (平成一六年七月二八日法律第一二九号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年七月二八年から施

行する。

条において同じ。）の施行前にした行為並びに

この附則の規定によりなお従前の例によること

とされる場合及びなおその効力を有することと

される場合におけるこの法律の施行後にした行

為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施

行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一二〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民事訴訟法の一  
部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律による改正後の民事訴訟法の規

定は、この附則に特別の定めがある場合を除

き、この法律の施行前に生じた事項にも適用す

る。ただし、この法律による改正前の民事訴訟

(特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する

訴えに係る訴訟の管轄等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際に係属している特

許権、実用新案権、回路配線利用権又はプログ

ラムの著作物についての著作者の権利に関する

訴え（第四項において「特許権等に関する訴

え」という）及び意匠権、商標権、著作者の

権利（プログラムの著作物についての著作者の

権利を除く）、出版権、著作隣接権若しくは育

成者権に関する訴え又は不正競争（不正競争防

止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項

に規定する不正競争をいう）による営業上の

利益の侵害に係る訴えに係る訴訟の管轄及び移

送については、なお従前の例による。

二 この法律の施行の際現に係属している事件に

ついては、第一条の規定による改正後の民事訴

訟法第二百六十九条の二及び第三百十条の二並

び第二条の規定による改正後の特許法第八

十二条の二（第三条の規定による改正後の実用

新案法第四十七条第二項において準用する場合

を含む。）の規定は、適用しない。

三 特許法等の一部を改正する法律附則第二条第

九項の規定によりなお従前の例によることとさ

れる同法第一条の規定による改正前の特許法第

百七十八条第一項の訴えであつて特許異議の申

立てについての取消決定又は特許異議申し立

書の却下の決定に対するものに係る事件について

は、前項に定める場合を除き、第二条の規定に

よる改正後の特許法第八十二条の二の規定を

適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

（電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続

の特則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にされた管轄裁判所を定める合意及び

上告をする権利を留保した控訴をしない旨の合

意については、適用しない。

（過料事件に関する経過措置）

第五条 新民事訴訟法第百八十九条第四項の規定

及び第二条の規定による改正後の非訟事件手続

法第百六十三条第四項（同法第百六十四条第八

項において準用する場合を含む。）の規定は、

この法律の施行前にした行為及びこの法律の施

行前にされた破産の宣告に係る破産事

法（以下「新破産法」という。）の施行による改

正前のこの法律による改正前のこれらの法律の規

定により生じた効力を妨げない。

附 則 (平成一六年一月一日法律第一二二号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年一月一日から施

行する。

附 則 (平成一六年一月二日法律第一二三号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年一月二日から施

行する。

附 則 (平成一六年一月三日法律第一二四号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年一月三日から施

行する。

附 則 (平成一六年一月四日法律第一二五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年一月四日から施

行する。

附 則 (平成一六年一月五日法律第一二六号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年一月五日から施

行する。

附 則 (平成一六年一月六日法律第一二七号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年一月六日から施

行する。

附 則 (平成一六年一月七日法律第一二八号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年一月七日から施

行する。

附 則 (平成一六年一月八日法律第一二九号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年一月八日から施

行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百五十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この

規

定

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。



五十七条规定第四項の改正規定、同法第六十一条第一項の改正規定、同法第六十一条に一条を加える改正規定、同法第六十五条第一号の改正規定、同法第六十六条第一項第一号の改正規定、同法第六十七条の十五第一項の改正規定及び同法第六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定（附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百二十二条、第一百五十五条及び第一百七十七条の規定）公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日改正規定（同条に四項を加える改正規定（同条第二項及び第三項に係る部分に限る）及び同法第七十条第三項の改正規定並びに第五条中民事訴訟法第三十七条第三項の改正規定（民事訴訟法）の下に「第八十九条第二項及び」を加え、「同条第四項」を「同法第八十九条第三項及び第一百七十条第四項」に改める部分に限る）。公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第四条の改正規定（「第八十七条」の下に「第八十七条の二」を加える部分に限る）、附則第八十八条の二、第九十三条、第九十六条及び第二百三十三条の規定並びに附則第一百八十八条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第五十二条の改正規定（第八十七条の下に「第八十七条の二」を加える部分に限る）。公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（人事訴訟等に関する手続における映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等に関する経過措置）による改正後の民事訴訟の改正規定に限る。）による改正後の民事訴訟の改正規定に限る。

法第八十七条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、人事訴訟及び家庭裁判所における執行関係訴訟に関する手続には、適用しない。  
**(政令への委任)**

**第一百一十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（令和五年五月一七日法律第二八号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに第二十条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第二百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一條中少年鑑別所法第二百三十二条を加える改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える算して二十日を経過した日

三 第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三条及び第九十五条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える

二第二項、第二百九十七条第二項、第三百六十一条の十一の項の改正規定（第二百七十八条の二第二項）を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る。、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二百八十六条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十五条第七項の改正規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日  
(罰則に関する経過措置)

**第四十条** 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。